

# 法曹人口の拡大、ADR認証基準等の解釈及び運用等に関する質問事項

1. 法曹人口の拡大に関する貴省の基本的なご認識について
2. 法科大学院における学生の成績、司法試験の結果、司法研修所における成績の相関関係の分析・検証に関するその後の貴省の取組み状況について
3. 第三者評価機関によって不適合判定を受けた法科大学院出身者とそれ以外の法科大学院出身者の司法研修所における成績等の状況に関する追跡調査実施に向けたこれまでの貴省における検討状況等について
4. ADR認証基準等の解釈及び運用等について

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下「ADR法」という。）で規定される民間紛争解決手続の業務（以下「ADR業務」という。）について、法務大臣の認証を受ける場合に適合する必要がある基準（要件）の一つとして、手続実施者が弁護士でない場合には、ADRの実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていることが求められる（ADR法第6条5号）。これに関連して、以下の事項について貴省のご認識をご教示下さい。

- ① ADR法の規定上は、「弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること」とされ、貴省が策定したガイドライン（H19.4.1 施行）においては、申請者と特定の弁護士が契約（雇用契約、顧問契約、委託契約等の契約の種類・名称は問わない。以下同じ。）して、「助言を受ける措置」として定めればよいとされているが、そのように解して差し支えないか。<ガイドライン：2、(5)、エ、(イ)、(b)、(c)、(d)>
- ② 貴省がADR業務の認証を行う場合、助言を受けるため特定の弁護士（場合によっては複数の弁護士）との契約があれば認定基準を満たしていると判断すると考えてよいか。
- ③ 貴省は、手続実施者が助言を求める弁護士が一人である場合、当該弁護士が欠けた状況も想定し、認証時に何らかの対応措置が講じられていることも求めているのか。
- ④ また、例えば貴省は、司法書士等の士業団体がADR業務の認証を受けようとする場合に、当該団体（連合会又は単位会）と弁護士会（日弁連又は各弁護士会）との間で、「弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること」について、何らかの協定を結ぶことを求めたり、指導されたことはあるか。
- ⑤ ADR法や貴省のガイドラインでは「弁護士」との契約を結べばよいことになっており、弁護士会を介さず、任意の弁護士と契約を結ぶことはADR法上問題はないと考えて差し支えないか。
- ⑥ 貴省は、司法書士等の士業団体がADR業務の認証を受ける場合、当該団体が希望する任意の弁護士ではなく弁護士会が推薦する弁護士でないと契約できないというような実態があることを承知されているか。
- ⑦ また、日弁連が各弁護士会に対してガイドラインを示し、司法書士等の士業団体が法務大臣の認証を得てADR業務を行う機関を設置する場合に、その運営及び手続の内容に関与して全国的に統一的なスキームを求めているような実態があることを貴省は承知されているか。

⑧ ADR業務の認証を受ける場合、弁護士による助言等、弁護士の関与は必要不可欠であり、日弁連・各弁護士会はある種の優越的な地位に立つとも考えられるが、ADR認証を申請しようする者に対し、当該ADR業務の運営及び手続の内容にまで関与し、弁護士会が了解するスキームでない限り協力しないということが実際になされていれば、ADR業務の認証取得の障害となり、ADR法の制度趣旨に反するのではないか。ADRを推進する立場にある貴省としてどのようなご認識か。

(以 上)